

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会（以下「法人」という。）の役員並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会及び評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

(役員勤務報酬)

第5条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

(支給日及び支給方法)

第6条 役員報酬は、理事会に出席した都度、又は業務に携わった都度支給する。

- 2 評議員の報酬は、評議員会に出席した都度支給する。
- 3 役員及び評議員の報酬は、同一日に2回以上出席した場合は、重複して支給しない。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。但し、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29年 6月 17日から施行する。

この規程は、2019年 6月 16日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬（※）	上 限
理事会出席報酬	5,000円	200,000円 (年額)
評議員会出席報酬	5,000円	定款により定める

※上記の額に源泉徴収税を徴収した額を報酬額とする。

別表2（日額）

名 称	報 酬（※）	上 限
監事監査指導報酬	5,000円	100,000円 (年額)

※上記の額に源泉徴収税を徴収した額を報酬額とする。

別表3（日額）

名 称	報 酬（※）
理事業務報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税を徴収した額を報酬額とする。